

社団法人日本ボランティア・チェーン協会 賛助会員入会規定



社団法人 日本ボランティア・チェーン協会定款 第5条・第6条・第7条及び第8条により次のように定める。

(会員の資格)

第1条・本会の賛助会員の資格は下記の通りとする。

- (1) (社)日本ボランティア・チェーン協会に賛同する法人、団体または個人
- (2) ボランティア・チェーン化を研究する卸売業または小売業グループ
但し、ボランティア・チェーン化後は速やかに正会員に加入するものとする。

(入会手続き)

第2条・本会に加入しようとする賛助会員は次の手続きを経た後、本会の承認を受けて入会するものとする。

- (1) 所定の申込書に法人・団体概況書(パンフレット等でも可)を添えて会長に提出しなければならない。
- (2) 本会に対する代表者として、その権利を行使する者を定め、会長に届け出なければならない。
また代表者を変更した場合、以後速やかに変更届を会長に届け出なければならない。

(入会の決定)

第3条・前条(1)の手続きにより入会申込書が会長に提出された場合、理事会においてその諾否を決定し通知するものとする。

(入会日)

第4条・入会は理事会において承認決定された月日とする。

(会費及び入会金)

第5条・会費及び入会金は別表の通りとする。

(入会金及び会費の納入方法)

第6条・入会時の入会金及び会費は入会決定日において速やかに納入するものとする。

(退会手続き)

第7条・会員を退会しようとするときは事前にその旨をもって会長に届けなければならない
但し、その場合、未納会費等の精算を行うものとする。
また、本会は既に納入された会費その他抛出金品は返還しないものとする。

以上

社団法人 日本ボランティア・チェーン協会

賛助会員 **入会金及び会費**

1. 本協定会款第7条により、賛助会員の入会金及び会費は下記の通り定める。

(1) 入会金 30,000円

(2) 会費 (1口月額 10,000円)

(1口月額 10,000円とするも、2口以上の協賛を歓迎する)

2. 会費の納入方法は次の通りとする。

(1) 原則として半年分を4月1日、10月1日の2回に納入する。

(2) 納入方法は、口座振替方式(振替手数料は協会負担)又は銀行口座振込方式(振込手数料は会員負担)とする。